

京都大学理学研究科・理学部数学教室同窓会会則

2015年6月6日 設立総会において制定
2016年11月19日 総会において改定
2017年11月11日 総会において改定
2018年10月27日 総会において改定
2019年10月26日 総会において改定

第1条 本会は京都大学理学研究科・理学部数学教室同窓会と称する。略称を京大数学同窓会とする。

第2条 本会は会員相互の親睦と連絡を図り、あわせて京都大学理学研究科・理学部数学教室(以下数学教室と呼ぶ)の発展に協力することを目的とする。

第3条 本会は、次の会員によって構成される。

1. 正会員

- (a) 京都帝国大学理学部数学科または京都大学理学部数学科を卒業した者。
- (b) 京都大学理学部を、数学を主として修めて卒業した者。
- (c) 京都大学理学部を、数理解析系に登録して卒業した者。
- (d) 京都大学理学部数理解析系に登録し、飛び入学による大学院進学によって中途退学した者。
- (e) 京都大学理学研究科数学専攻、数理解析専攻または数学・数理解析専攻を修了した者。
- (f) 京都大学学位規則第3条の定めにより、数学専攻、数理解析専攻または数学・数理解析専攻の教授の審査により博士の学位を受けたもので、役員会が認めた者。
- (g) 上記の項目に該当しない京都大学卒業生で、本会に入会を希望し、かつ役員会が上記のいずれかの項目に準ずると認めた者。

2. 準会員

京都大学理学部数理解析系在学学生。京都大学大学院理学研究科数学・数理解析専攻の学生。

3. 特別会員

- (a) 数学教室および数理解析研究所の現および元教職員で、役員会が認めた者。
- (b) 数学教室と特別の関係がある者で、役員会が認めた者。

第4条 会員は、退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。なお、次の各号の一に該当する場合には退会したものとする。

1. 本人が死亡したとき。
2. 除名されたとき。

第5条 本会は、総会の開催、名簿などの管理、およびその他の必要な事項を行う。総会は定期総会および臨時総会とし、定期総会は原則として毎年1回開催する。

第6条 本会の経費は、正会員の会費および寄付によって充てる。

第7条 本会に、次の役員を置く。

1. 会長 1名
2. 副会長 若干名

3. 常任幹事 若干名

4. 監査役 2名

5. 学年幹事

第8条 1. 会長、副会長、常任幹事、監査役は、総会において選出する。

2. 学年幹事は原則として各年次の学部卒業生から1名を会長が委託する。

3. 常任幹事は学年幹事を兼ねることができる。

4. 会長、副会長、および常任幹事は、監査役を兼ねることができない。

第9条 1. 会長は、本会を代表し、会務を整理統括する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故のある場合は会長を代理する。

3. 常任幹事は会長、副会長を補佐して会務を執行し、事務局を運営する。また、会長は常任幹事の中から、書記担当、会計担当、広報担当を指名する。

4. 書記担当者は本会の活動を記録し、それを保管する。

5. 会計担当者は本会の金品の出納を記録し、管理する。

6. 広報担当者は本会の活動を会員および関係する人々や組織に報告する。

7. 監査役は本会の活動を監督・検査し、会員へ報告する。

8. 学年幹事は、常任幹事を助け、主として同学年会員間の連絡を図る。

第10条 役員会は、会長、副会長、常任幹事によって構成し、本会の運営上の必要事項を審議する。

第11条 総会および役員会の議決は、特別に定められた項目以外は、それぞれの出席者の過半数の賛成により決する。ただし、賛否同数の場合は議長が決するところによる。

第12条 役員員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第13条 1. 総会の決議により支部をおくことができる。

2. 支部はその活動を適宜総会で報告しなければならない。

第14条 本会の事務局は数学教室内に置く。

第15条 1. この会則の施行および本会の業務執行に必要な事項は、京都大学理学研究科・理学部数学教室同窓会会則の運用細則(以下運用細則という)による。

2. 運用細則の制定および改廃は役員会の決議によって定め、会長は総会で報告する。

第16条 この会則の変更は、役員会の決議を経て総会出席者の2/3以上の賛成において行う。

以上